

建築基準法第43条第2項第2号許可の運用基準

沼津市建築審査会承認 平成22年5月20日

平成30年9月25日改正

第1（許可の基本的方針）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号許可（以下「ただし書許可」という。）については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第4項の許可基準を踏まえ、原則として次の(1)から(3)のいずれかに該当し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものについて許可の対象とする。

交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことは下記事項に主眼を置いて検討する。

「交通上支障がない」とは、交通混雑を防止し、円滑な一般交通が確保されていることである。

「安全上支障がない」とは、避難及び歩行者の通行の安全が確保されていることである。

「防火上支障がない」とは、延焼火災の防止や円滑な消防活動に配慮されていることである。

「衛生上支障がない」とは、日照、採光、通風等の面で支障がないことである。

(1) 省令第10条の3第4項第1号に該当するもの（広い空地）

当該空地が道路と同等の機能を有し、安定的・日常的に利用可能な状況にあり、その空地に、建築物の敷地が少なくとも2メートル以上の長さをもって有効に接していること。

(2) 省令第10条の3第4項第2号に該当するもの（公共の用に供する道）

農道、港湾道路等で、その状況から道路と同等の機能を有する幅員4メートル以上の公共の用に供する道（以下「公有地等」という。）に、2メートル以上接する敷地に建築する建築物

ただし、当該公有地等を法上の道路とみなして、法第52条第2項、法第56条各項及び静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）の規定に適合すること。

(3) 省令第10条の3第4項第3号に該当するもの（十分な幅員を有する通路）

用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために、十分な幅員を有し道路に有効に通ずる通路に、2メートル以上接する敷

地に建築する建築物で、次の各号の一に該当するもの。

ア 当該通路が、土地の所有状況、占用許可等を勘案して、将来にわたって安定的に利用できる（計画敷地の専用通路となる場合に限る）

イ 建築物の用途、規模、位置及び構造等建築計画によって、周囲の市街地の環境と同等の水準が確保されている

第2（計画変更及び増改築等の扱い）

許可を受けた建築物の計画の変更をする場合及び許可を受けた建築物の敷地内において増築、改築又は新築（建替え）を行う場合は許可を取り直すものとする。

ただし、次の全てに該当する場合はこの限りでない。

- 1 許可時の接道の状況に変更がないこと。（占用許可等の接道条件、接道幅等）
- 2 許可時の敷地内の建築物の主要用途に変更がないこと。
- 3 「建築基準法第43条第2項第2号による許可に係る包括許可基準」に適合すること。

付 則

この基準は、承認の日から施行する。